

引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として町に交付され、その引き上げ分についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和3年度利尻町一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、以下のとおりです。

(単位:千円)

項 目		決算額
<歳入>	地方消費税交付金(社会保障財源分)	30,902
<歳出>	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	741,596

一般会計

(単位:千円)

区分	目的別	令和3年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・道支出金	地方債	その他		うち引上分の 地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)
民生費	社会福祉費	95,769	71,802	0	5,187	18,780	3,991
	老人福祉費	162,893	2,732	1,900	14,321	143,940	6,788
	児童福祉費	73,713	43,194	0	12,449	18,070	3,072
	国民健康保険 事業費	27,179	8,471	0	0	18,708	1,133
	後期高齢者 医療事業費	38,544	7,132	0	0	31,412	1,606
	小 計	398,098	133,331	1,900	31,957	230,910	16,589
衛生費	保健衛生費	343,498	39,049	62,200	26,927	215,322	14,313
合 計		741,596	172,380	64,100	58,884	446,232	30,902

※事務費および人件費については除外しています。